川越市男女共同参画人材情報提供事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、様々な分野にわたり活動している人材を「川越市男女共同参画人材リスト」(以下「人材リスト」という。)に登録し、人材の情報提供を行うことにより、幅広い分野に女性の活躍の場を広げるとともに、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

(登録の対象者)

- 第2条 人材リストに登録できる者は、川越市内に在住、在勤、在学している 満18歳以上の者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 市政や男女共同参画に関心があり、本市が設置する附属機関等(以下「審議会等」という。)の委員として活動する意欲がある者
 - (2) 次のいずれかの分野について、専門的知識や技能を有している者又は活動 実績のある者
 - ア 保健・医療・福祉
 - イ 教育・文化・スポーツ
 - ウ 都市基盤・生活基盤
 - エ 産業・観光
 - 才 環境
 - カ 地域社会と市民生活
 - キ その他市長が必要と認めたもの

(登録の方法)

- 第3条 人材リストに登録するときは、川越市男女共同参画人材リスト登録票 (様式第1号)を、市長に提出するものとする。
- 2 前項の場合において、登録は自薦・他薦を問わない。ただし、他薦の場合 は、被推薦者の承諾を得なければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する登録票を受理し、登録することが適当と認めた ときは、川越市男女共同参画人材リスト(様式第2号)に登録するものとす る。
- 4 市長は、前項の規定により登録したときは、川越市男女共同参画人材リスト登録通知書(様式第3号)により、登録者(人材リストに登録された者をいう。以下同じ)に通知する。

(登録の期間)

第4条 人材リストの登録の期間は、人材リストに登録した日から登録を抹消 した日までとする。

(登録内容の変更)

- 第5条 登録者は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに川越市男女共 同参画人材リスト登録変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければな らない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに人材リストの登録内容 を変更しなければならない。

(登録の抹消)

- 第6条 登録者は、登録を抹消したい場合は、川越市男女共同参画人材リスト 登録抹消申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに人材リストの登録を抹 消しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、登録者が次のいずれかに該当したとき は、職権で登録を抹消することができる。
 - (1) 営利目的で人材リストに登録したとき
 - (2) 政治活動・宗教活動の目的で人材リストに登録したとき
 - (3) その他、市長が登録者としてふさわしくないと認めたとき
- 4 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合は、文書により当該登録者に通知する。

(人材リストの管理)

- 第7条 市長は、人材リストを市民部男女共同参画課長(以下「管理者」という。) に管理させるものとする。
- 2 管理者は、人材リストを川越市個人情報保護条例(平成16年条例第19 号)の定めるところに従い、適正に管理しなければならない。
- 3 管理者は、おおむね3年を目安に、人材リストの登録内容を確認し、更新 するものとする。

(人材リストの活用)

- 第8条 人材リストは、第1条の目的を達成するため、次に掲げるときに活用するものとする。
 - (1) 審議会等の委員を選出するとき。
 - (2) 市が行う研修会、講演会等の事業において、講師等の人選をするとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(人材リストの利用)

- 第9条 人材リストから情報の提供を受けようとする課所室の長(以下「担当課長等」という。)は、川越市男女共同参画人材リスト利用申込書(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 担当課長等は、人材リストの閲覧によって得た情報を、前項の申込書に記載した目的以外に使用してはならない。
- 3 担当課長等は、人材リストの登録者を、審議会等の委員や講師等に登用したときは、管理者に対し、川越市男女共同参画人材リスト利用結果報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成26年8月12日から施行する。

附則

この要領は、令和3年9月8日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。